

令和4年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

大仙市教育委員会

大仙市では、経済的な理由でお困りの保護者の方に、就学に必要な費用の一部を援助しております。その就学援助制度のうち、新入学用品費の入学前支給を希望される方には、通常6月の支給を入学前の3月に支給いたします。

(支給額： 小学校 51,060円 中学校 60,000円)

※ 入学前支給を受けた場合、就学援助の本申請（4月30日まで）をしていただきます。その審査結果で否認定になった場合は、返還していただくことになります。

※ 生活保護を受けている方は、対象となりません。

《 申 請 の 流 れ 》

新入学用品費の
入学前支給を希望する場合

①新入学用品費の入学前支給申請
(1月31日まで ※裏面参照)
※令和2年中の収入が分かる書類を添付願います。

○認定の場合、新入学用品費支給

②就学援助本申請（4月30日まで）
※令和3年中の収入が分かる書類を添付願います。

②の本申請で

認定：3月に支給済みのため6月支給なし。
否認定：3月支給の新入学用品費を返還して
いただきます。

新入学用品費の
通常支給を希望する場合



どちらの申請方法でも、新入学用品費の支給額は同じです。

①就学援助本申請（4月30日まで）
※令和3年中の収入が分かる書類を添付願います。

○認定の場合、新入学用品費支給

【就学援助とは】

大仙市に住所を有し、小・中学校に在籍又は入学を予定するお子様の保護者で、経済的な理由からお子様の就学に困っている方（世帯分離の有無にかかわらず、同居の家族全員の前年の収入合計額が基準額以内の方）へ就学に必要な費用の一部を援助する制度です。

【就学援助の内容】

学用品費・校外活動費・修学旅行費・体育実技用具費・新入学用品費・PTA会費・生徒会費・卒業アルバム代等・医療費（学校から、う歯・結膜炎等の指示があったもの）・学校給食費。

※生活保護を受けている方は修学旅行費と医療費のみとなります。（申請は不要です。）

《新入学用品費の入学前支給について》

令和3年度の就学援助認定基準及び令和4年度の就学援助認定基準に該当する方で、令和4年3月末までの支給を希望する方。なお、就学援助認定基準となる収入額については、世帯員の人数や年齢、子どもの人数など、各世帯の状況により基準額が異なります。

【例1】 父40代、母30代、小学生2人、賃貸住居 の世帯の場合
基準額（世帯の前年の合計収入） 3,180,143円

【例2】 母30代、小学生1人、賃貸住居 の世帯の場合
基準額（世帯の前年の合計収入） 2,341,469円

※ 新入学用品費の入学前支給申請（令和4年1月31日まで）で認定になった場合は、就学援助の本申請（令和4年4月30日まで）を必ずしていただき、令和4年度の認定を受ける必要があります。

なお、令和4年3月末までに大仙市外への転出や就学援助の本申請における審査結果で否認定になるなど、認定基準に該当しなくなった場合は、支給された新入学用品費を返還していただきます。

《申請に必要な書類》

- 1 様式第2号 就学援助（新入学用品費）認定申請書
（世帯分離の有無にかかわらず、同居の家族全員を記入してください。）
- 2 同意書（世帯分離の有無にかかわらず、同居の家族全員（子どもを含む）を記入してください。本人自署の場合は、押印不要です。）
- 3 令和2年中の収入が分かる書類（収入があった方全員分）
例）1. 会社員等 → 令和2年分源泉徴収票の写し
2. 自営業者等 → 令和2年分確定申告書・市民税申告書の写し
3. 児童扶養手当受給者 → 児童扶養手当証書の写し
4. 年金受給者 → 年金の受給額の分かる書類の写し
その他、上記に該当しない場合は、担当までお問い合わせください。
- 4 その他（別居中の配偶者がいる方で離婚調停中等の場合は、調停申立書や訴状の写し等を提出してください。）

【申請書類の配布先】

- ・大仙市教育委員会ホームページからダウンロード
- ・大仙市教育委員会教育指導課
- ・在学している小学校（小学6年生の児童がいる場合）

新入学用品費の入学前支給を希望する場合は、申請から審査結果に伴う流れをご理解のうえ、申請されるようお願いいたします。

【申請書の提出先】

大仙市教育委員会 教育指導課 ※学校では受付できません。
（直接持参するか郵送でお届けください。）

【申請書の提出期限】

令和4年1月31日（月）

※郵送で提出する場合は、当日消印有効

【提出・問い合わせ先】

〒014-0062 大仙市大曲上栄町2-16

大仙市教育委員会事務局 教育指導課（大曲図書館3階）

電話：0187-63-1111（内線347）

